
公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月28日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第7号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「届出」を「届出又は法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請若しくは同条第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請」に改める。

第11条第13号中「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の規定による構造改革特別区域計画に係る内閣総理大臣の認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）」を「法第77条第1項第4号の規定による許可」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。